霧島市都市計画マスタープランの策定について

【1.策定の根拠】

○都市計画法
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）
第十八条の二　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の**都市計画に関する基本的な方針**（以下この条において「基本方針」という。）**を定めるものとする。**

【2.策定項目】

第１０版　都市計画運用指針　　平成３０年９月　　国 土 交 通 省

市町村マスタープラン　基本的考え方（抜粋）

○市町村マスタープランには、例えば、次に掲げる項目を含めることが考えられる。

ア　**当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標**

イ　**全体構想（目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等）**

全体構想においては、用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにすることが望ましい。

ウ　**地域別構想（あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策）**

地域別構想においては、全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにすることが望ましい。

○市町村マスタープランには、各市町村の判断で、各種の社会的課題（環境負荷の軽減、都市の防災性の向上・復興まちづくりの事前の準備、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等）への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。特に、人口が減少に転じ、高齢者の急速な増加が見込まれる中では、コンパクトなまちづくりを形成することが重要となっている。市町村マスタープランにおいて、医療・福祉・商業等の都市機能・居住の集約やこれと連携した公共交通のネットワークについて記載するなど、コンパクトシティに向けた対応について記述することが望ましい。

【3. 策定の流れ】

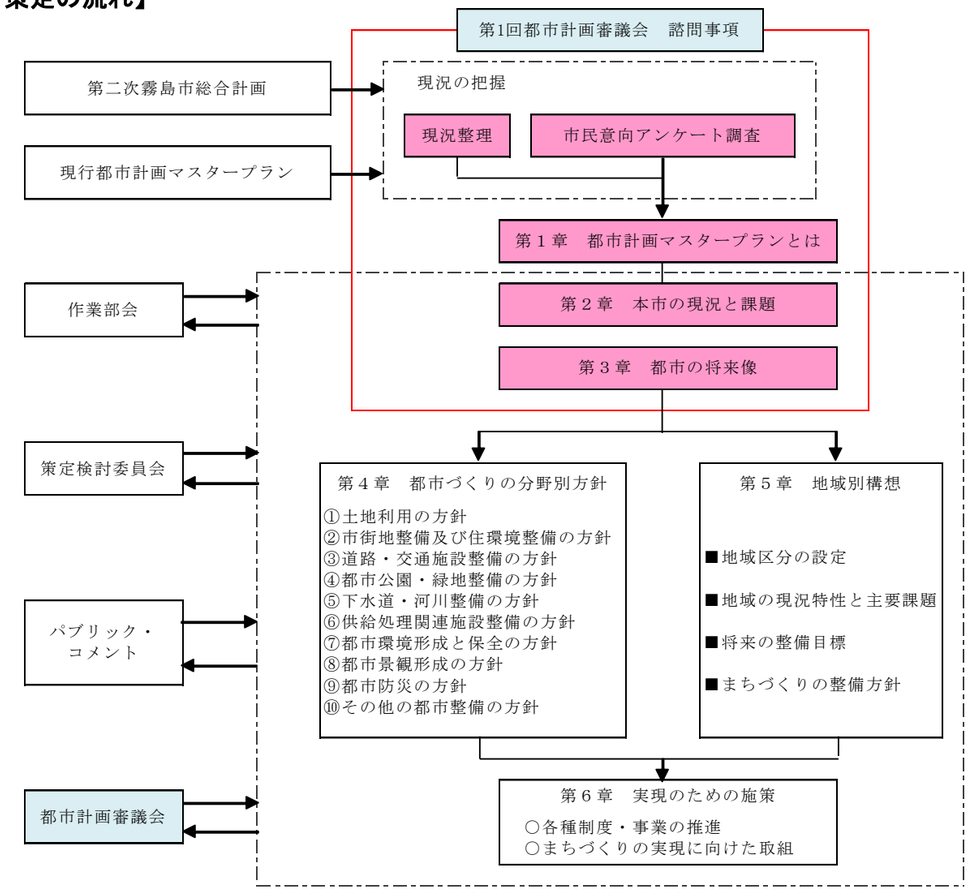
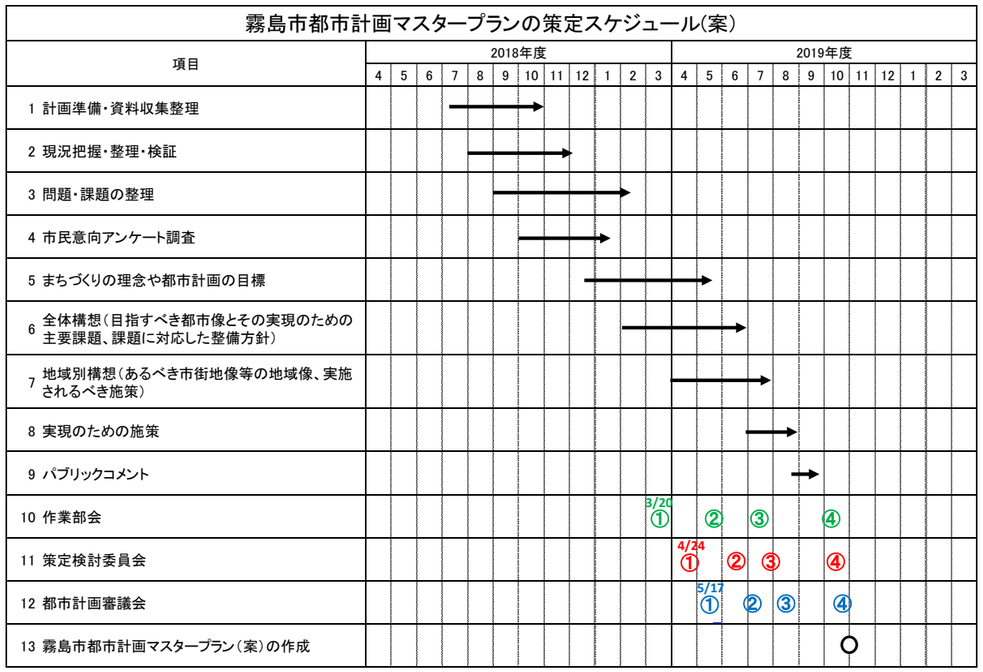
【4. スケジュール】